

令和7年 富士見町 規則

第 15 号

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町規則第15号

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成30年富士見町規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「年金手帳」を「基礎年金番号通知書」に、「証書」を「年金証書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に発行されている年金手帳による本人確認については、なお従前の例による。